

第 3 章 障がい福祉サービス等の円滑な推進

1 障がい福祉サービス等の見込み量の設定

障がい者を取り巻く現状や第 4 期計画の実績と進捗状況を分析し、障がい者のニーズや近年の利用者数の伸び、サービス利用者の「障害支援区分」の認定見込み等を勘案して、平成 30 年度から平成 32 年度までに必要なサービス量を見込みました。

(1) 障がい福祉サービス

●訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援があります。これらのサービスは在宅で生活している障がい者が自宅等や外出の際に利用することができます。

①「居宅介護」

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。

また、病院等に通院する場合や、官公署や指定相談支援事業所を公的手続きや相談のために訪れる場合に、介助及び同行の支援を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用時間、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	5,577 (39 人)	5,863 (41 人)	6,006 (42 人)	7,425 (55 人)	8,100 (60 人)	8,775 (65 人)
実 績	5,852 (43 人)	6,712 (49 人)	6,490 (52 人)	7,133 (52 人)	5,502 (42 人)	4,992 (34 人)

※平成 24 年度以降、年度ごとに実利用人数が増加していたが、平成 28 年度からは減少している。

《第 5 期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	5,424（33 人）	5,820（37 人）	5,822（39 人）

※サービス利用者の 65 歳到達による介護保険制度への移行による数を控除して見込んだ。

②「重度訪問介護」

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。外出時における移動中の介護を総合的に行うもので、1 日の支援時間が 3 時間以上となる方が対象である。

平成 30 年度からは、最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している方に対して、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになる。

《第 3・4 期実績：年間利用時間、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)	7,425 (55 人)	8,100 (60 人)	8,775 (65 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	647 (2 人)	1,544 (3 人)	1,440 (3 人)

※平成 27 年度から利用者が増加傾向にある。

《第 5 期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	1,707（3 人）	2,222（4 人）	2,736（5 人）

※ 障がいの重度化による利用者の増加を勘案して、毎年 1 人ずつの増加を見込んだ。

③「同行援護」

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が外出する際、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な支援を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用時間、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	640 (8 人)	720 (9 人)	800 (10 人)	900 (9 人)	1,000 (10 人)	1,100 (11 人)
実 績	557 (7 人)	673 (7 人)	632 (6 人)	623 (7 人)	801 (5 人)	943 (5 人)

※平成 23 年 10 月からサービスが開始されたが、近年は 1 人あたりの利用時間数は増加傾向である。

《第 5 期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	1,103（6 人）	1,263（7 人）	1,423（8 人）

※差別解消法施行に伴う合理的配慮の観点から、毎年 1 人ずつの増加を見込んだ。

④「行動援護」

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で常に介護を必要とする方に、その障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護や排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用時間、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)
実 績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

※平成 28 年度まで利用実績はない。

《第 5 期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	72 (1 人)	72 (1 人)	72 (1 人)

※家族の高齢化や施設等から地域生活への移行などを考慮し、毎年 1 人の利用を見込んだ。

⑤「重度障害者等包括支援」

常に介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの「障害福祉サービス」を包括的に提供する。

《第 3・4 期実績：年間利用時間、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)
実 績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

※ 現在、在宅の対象者はなく、県内に指定サービス事業所もない。

《第 5 期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

※ 対象者及び指定サービス事業所もないことから、利用は見込んでいない。

●日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。これらのサービスは、障がい者支援施設、グループホームを利用している方のほか、在宅で生活している方が通所で利用することもできます。

⑥「生活介護」

常に介護が必要な方に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談などに必要な日常生活上の支援を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を行う。

《第3・4期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成29年度は見込み》

	第3期			第4期		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画	24,200 (110人)	24,860 (113人)	25,960 (118人)	30,800 (140人)	31,240 (142人)	31,680 (144人)
実績	26,485 (125人)	26,216 (124人)	30,789 (137人)	32,091 (139人)	32,012 (143人)	33,530 (144人)

※事業所の新体系への移行に伴い、第4期はほぼ計画どおりに推移している。

《第5期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第5期	30年度	31年度	32年度
	34,483 (144人)	35,018 (145人)	35,296 (145人)

※障がい児施設に入所している方の移行等を勘案し、平成30年度以降、毎年2～3人の増加を見込むとともに、サービス利用者の高齢化に伴う介護保険制度への移行等を控除した。

⑦「自立訓練（機能訓練）」

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者及び難病等対象者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法など必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (1 人)
実 績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

※ サービスを提供できる事業所が県内になく、平成 28 年度までの利用はない。

《第 5 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

※ 県内に指定サービス事業所がないことから利用は見込んでいない。

⑧「自立訓練（生活訓練）」

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

サービスの利用期間は原則として 2 年間までとなっている。

《第 3・4 期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	1,800 (10 人)	1,080 (6 人)	720 (4 人)	1,500 (10 人)	1,950 (13 人)	2,400 (16 人)
実 績	1,971 (15 人)	2,023 (13 人)	947 (11 人)	653 (6 人)	845 (7 人)	1,230 (8 人)

※原則 2 年間という期間が決まった利用であり、27 年度以降は微増傾向である。

《第 5 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	1,091 (7 人)	1,016 (6 人)	1,076 (6 人)

※病院から退院後、自宅に戻るまでのステップアップとしての利用等もあり、毎年 2 人ずつ新規での利用があると見込んでいる。2 年間の標準利用期間終了者を控除し、ほぼ横ばいとなった。

◎「就労移行支援」

一般企業への就労を希望する 65 歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。

市内では、平成 23 年 9 月から 1 か所、平成 24 年 4 月から 1 か所の事業所が新体系へ移行した。また、平成 27 年 4 月から 1 か所の事業所がサービスを開始している。

《第 3・4 期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	6,800 (34 人)	6,200 (31 人)	4,400 (22 人)	6,696 (31 人)	7,344 (34 人)	7,992 (37 人)
実 績	6,128 (46 人)	6,776 (51 人)	6,457 (51 人)	4,863 (39 人)	5,560 (42 人)	4,600 (30 人)

※実利用人数は減少傾向にある。

《第 5 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	5,500 (30 人)	4,900 (33 人)	4,700 (30 人)

※ 現在の利用人数、障がい者のニーズ及び総合支援学校卒業者のうち新たにサービスの利用が見込まれる方等の人数から、原則 2 年間の標準利用期間を終了し、就労継続支援等への移行や一般企業への就職の数を控除して見込んだ。

⑩「就労継続支援（A 型）」

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	3,150 (14 人)	4,050 (18 人)	4,725 (21 人)	4,876 (25 人)	5,460 (28 人)	5,850 (30 人)
実 績	2,687 (12 人)	3,111 (17 人)	3,612 (21 人)	4,016 (24 人)	4,485 (27 人)	5,985 (27 人)

※新たに開設した施設での利用が進み、おおむね計画どおり利用者が増加

している。

《第 5 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	6,856（30 人）	7,354（33 人）	7,852（36 人）

※現在の利用人数、障がい者のニーズ及び就労移行支援からの移行を勘案し、毎年 3 人ずつ増加すると見込んだ。

⑪「就労継続支援（B 型）」

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、通常の事業所に雇用されていたが年齢、心身の状態などの事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難であった方について、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

市内では、平成 24 年 4 月から 2 事業所が新体系へ移行した。

また、平成 25 年 9 月から 1 か所、平成 27 年 4 月から 2 か所、平成 29 年 4 月から 1 か所の事業所がサービスを開始している。

《第 3・4 期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	24,960 (104 人)	29,520 (123 人)	34,560 (144 人)	25,500 (150 人)	26,350 (155 人)	27,200 (160 人)
実 績	21,425 (124 人)	22,381 (146 人)	23,952 (189 人)	27,035 (154 人)	28,959 (178 人)	36,500 (180 人)

※事業所の増加に伴い、計画での見込み以上に利用者が増加している。

《第 5 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	39,667 (198 人)	43,728 (218 人)	48,142 (240 人)

※総合支援学校卒業者のうち新たにサービスの利用が見込まれる方等の数も勘案し、前年度の実数から1割程度増加すると見込んだ。

⑫「就労定着支援」

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者であって、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている方に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。

平成30年度から新たに始まるサービスである。

《第5期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第5期	30年度	31年度	32年度
	120 (5人)	264 (11人)	192 (8人)

※就労移行支援及び就労継続支援の利用者数の中から一般就労する方を見込み、今までの就労定着率から利用者を見込んだ。

⑬「療養介護」

病院において日常生活上の世話や医療を必要とする障がい者であって、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行う。

《第3・4期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成29年度は見込み》

	第3期			第4期		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画	1	2	4	8	9	9
実績	5	7	7	7	8	8

※平成24年度以降は児童福祉法の改正により、18歳以上の加齢児については療養介護を利用することになった。

※少しずつ増加傾向にある。

《第 5 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	3,650（10 人）	3,650（10 人）	3,650（10 人）

※入所の障がい児数を勘案して見込んだ。

⑭「短期入所」

在宅で障がい者等の介護をする方が病気の場合などに、障がい者支援施設等へ短期間入所し、夜間も含め入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	880 (11 人)	960 (12 人)	1,040 (13 人)	1,440 (40 人)	1,440 (40 人)	1,440 (40 人)
実 績	480 (23 人)	973 (31 人)	1,114 (33 人)	1,024 (36 人)	788 (35 人)	628 (34 人)

※第 4 期は、実績による平均的な 1 人当たりの利用量を勘案して見込んだが、実利用者は減少傾向である。

《第 5 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	664（35 人）	687（36 人）	709（37 人）

※実利用人数は 1 人ずつ増加すると見込んだ。

● 居住系サービス

居住系サービスは夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせての利用ができます。サービスとしては、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

⑮「自立生活援助」

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

平成 30 年度から新たに始まるサービスである。

《第 5 期見込み：年間実利用人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	2 人	2 人	2 人

※障がい者支援施設等から地域での一人暮らしを希望する方の中から 2 人ずつの利用があると見込んだ。

⑯「共同生活援助（グループホーム）」

共同生活を行う住居に入居している障がい者に、夜間や休日にその住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先等の関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の世話をを行う。

《第 3・4 期実績：年間利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画	50	57	66	55	60	65
実績	50	50	52	49	52	56

※平成 26 年度から、ケアホームは共同生活援助（グループホーム）に統合された。

※地域での生活支援の場の一つとしており、利用者は年々増加傾向にある。

《第 5 期見込み：年間実利用人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	58 人	60 人	62 人

※地域での生活支援の場の一つであり、現在の利用者や自宅での生活が困難な方が自宅から生活の場を移し、支援を受けながら生活を維持していくことを想定し、実績の増加傾向から年間 2 人ずつの増加を見込んだ。

⑰「施設入所支援」

施設に入所する障がい者に、夜間や休日において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画	78	79	81	77	75	74
実績	82	80	84	84	84	81

※施設から地域へ支援の場を移すことにより、施設入所者の減少を見込んだが、横ばいの傾向にある。

《第5期見込み：年間実利用人数》

第5期	30年度	31年度	成32年度
	80人	82人	84人

※現在の利用者及び待機登録の状況、障がい児施設からの移行等を勘案し、毎年2人ずつ増加すると見込んだ。

●相談支援

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、以下のような事業を実施しています。

障がい福祉サービス利用支援を行う「計画相談支援」と、障がい者の地域生活への移行に向けた「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

⑩「計画相談支援」

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が障がい福祉サービスの支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行う。

また、その後もサービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行う。

《第3・4期実績：年間利用人数、平成29年度は見込み》

	第3期			第4期		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画	21	40	61	432	442	452

実績	50	232	420	416	433	420
----	----	-----	-----	-----	-----	-----

※平成 24 年度から計画相談支援がはじまり、平成 26 年度末にはすべての利用者に対し、計画相談支援を行った。

※障がい福祉サービスの利用に伴い増加している。

《第 5 期見込み：年間実利用人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	424 人	430 人	435 人

※障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用人数等を勘案し、原則としてすべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象としている。

施設からの地域生活移行、精神障がい者の退院促進等もあり、障がい福祉サービス利用者は年々増加傾向にあり、それに伴い計画相談支援も利用者が増加すると見込んだ。

⑨「地域移行支援」

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業所が、住居の確保、その他地域移行のための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画	2	2	2	10	10	10
実績	4	2	5	3	1	1

※平成 24 年度からサービスが開始された。

※利用者は減少傾向にある。

《第 5 期見込み：年間実利用人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	1 人	1 人	1 人

※施設入所者や入院中の精神障がい者数から退所・退院可能な人数を勘案して見込んだ。

②「地域定着支援」

居宅で単身生活をする障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行う。

《第 3・4 期実績：年間利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画	2	2	2	5	5	5
実績	3	5	5	3	2	2

※利用は横ばい傾向にある。

《第 5 期見込み：年間実利用人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	3 人	4 人	5 人

※同居している家族による支援が受けられない障がい者数及び地域生活への移行者数を勘案して見込んだ。

（２）地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を実施して地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

障がいの特性に応じた、障がいのある方の理解を深めるための教室の開催や、有識者による講演会、多くの住民が参加でき、理解を深められるようなイベント等を開催します。また、障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、普及・啓発を目的とした広報活動を行います。

②自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族がお互いに悩みを共有したり情報交換したりできる交流会の活動（ピアサポート）や災害対策活動、地域で障がいのある方が孤立しないような見守り活動、ボランティアの養成や活動等を支援します。

③相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等、障がい者の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスや他の必要と

するサービスの利用調整などを行うとともに、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営む事ができるようにすることを目的としています。

「障害福祉課」内に「基幹型相談支援センター」を設置し、専門的な職員を配置するとともに、地域における相談支援事業者等に対する助言や人材育成への支援、地域移行に向けた取組み等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

また、それぞれの特性に対応した相談に応じられるよう、相談支援事業所に相談支援事業を委託して実施します。

保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。

《第 3・4 期実績：年間相談件数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	2,110 (90 人)	2,000 (85 人)	1,790 (80 人)	800 (100 人)	800 (100 人)	800 (100 人)
実 績	1,651 (89 人)	1,843 (152 人)	494 (95 人)	445 (81 人)	404 (81 人)	380 (80 人)

※それぞれの障がいの特性に応じ、24 時間相談に対応するために宇部市と共同で 3 か所の相談支援事業所に委託しています。

※平成 24 年度からサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されたことや、平成 26 年度までに障がい福祉サービス利用者全てに計画相談支援が必要になったことにより、相談件数は年々減少しています。

《年間相談件数、（）は実利用人数、平成 29 年度実績は見込み》

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
のぞみ	482 (73 人)	1,112 (84 人)	710 (102 人)	683 (74 人)	871 (107 人)	650 (90 人)
スマイル	427 (130 人)	451 (142 人)	398 (124 人)	466 (120 人)	426 (112 人)	470 (120 人)

《相談実施か所数》

	27 年度	28 年度	29 年度
実績	5 か所	5 か所	5 か所

《第 5 期見込み：相談実施見込みか所数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	4 か所	1 か所	1 か所

○自立支援協議会の設置

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、市自立支援協議会を設置し、関係者によるネットワークを深めます。

また、定例会において個別相談の情報を共有し、地域の課題を抽出し、地域の実情に応じた体制づくりについて協議します。

また、協議会の中に運営委員会を設置するとともに、専門部会の中で期間を定め、課題解決に向けて検討していきます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要な知的障がい又は精神障がいの方に対し、成年後見制度の利用を支援します。

《第 5 期見込み：年間実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	1 人	2 人	2 人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある方の権利擁護を目的として、法人における成年後見制度の運用について検討していきます。

⑥意思疎通支援事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

市社会福祉協議会と連携し、聴覚障がい等のため意思疎通を図るために支援が必要な方等に、手話通訳や要約筆記に係る奉仕員等の派遣を行い、意思疎通を円滑化にすることにより、障がい者の社会生活上の利便を図り、社会参加を促進することを目的としています。

意思疎通支援事業の啓発を継続し、講演会や各種行事での利用を促進します。

《第 3・4 期実績：年間派遣回数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	26 (10 人)	29 (11 人)	32 (12 人)	50 (20 人)	50 (20 人)	50 (20 人)
実 績	43 (13 人)	58 (11 人)	68 (12 人)	54 (10 人)	39 (13 人)	36 (12 人)

※平成 29 年度の実利用人数の見込みは 12 人で、講演会や病院への受診同行などに利用している。

《第 5 期見込み：年間派遣見込み回数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	45 (15 人)	45 (15 人)	45 (15 人)

イ 手話通訳者設置事業

市主催の講演会等では、聴覚障がいの方への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、意思疎通支援者を派遣するとともに、チラシ等で派遣についての PR を行います。

《第 5 期見込み：年間設置回数見込み》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	15 回	15 回	15 回

ウ 点訳・音訳事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者の方に対し、点訳・音訳な

と障がいの方の解りやすい方法で、市広報や「障がい福祉のしおり」等を作成し、情報提供を行います。

⑦日常生活用具給付事業

重度障がい者等の地域での安心した生活を支援するため、日常生活用具の給付又は住宅改修費を助成します。

《第 3・4 期実績：年間給付件数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	1,141 (141 人)	1,172 (145 人)	1,203 (150 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)
実 績	1,188 (139 人)	1,264 (164 人)	1,303 (137 人)	1,383 (140 人)	1,284 (141 人)	1,284 (139 人)

※ストーマ・紙おむつは 1 か月の支給を 1 件として算出。

膀胱・直腸機能障がいの方に給付する排泄管理支援用具（ストーマ装具）は、「障害者自立支援法」施行後に補装具から日常生活用具による給付になった。

《第 5 期見込み：年間給付見込み件数》

	第 5 期		
項 目	30 年度	31 年度	32 年度
介護・訓練支援用具	6	6	6
自立生活支援用具	5	5	5
在宅療護等支援用具	5	5	5
情報意思疎通支援用具	5	4	4
排せつ管理支援用具	1,260	1,260	1,260
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	3	3	3
合 計	1,284	1,282	1,282

※平成 29 年度の利用見込みや障がい者数の推移を勘案して見込んだ。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚・言語機能又は音声機能障がい者が円滑に意思疎通ができるよう、手話によりコミュニケーションの支援を行う奉仕員等を養成する研修を行います。

研修終了後に手話奉仕員として登録します。

さらに、手話通訳者養成研修を修了し、手話通訳者、手話通訳士として活躍されている方もいます。

意思疎通支援事業を一層推進するために、養成研修及び研修を受講済みの奉仕員に対するスキルアップ研修を実施します。

《第 3・4 期実績：手話奉仕員登録者数、平成 29 年度実績は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画	30	30	40	40	40	45
実績	37	37	37	26	28	31

《第 3・4 期実績：要約筆記奉仕員登録者数、平成 29 年度実績は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画	30	40	40	20	20	25
実績	19	19	19	11	11	11

※平成 29 年度までに手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士合わせて 3 人が登録見込みです。

《第 5 期見込み：手話奉仕員・要約筆記奉仕員登録者見込み者数》

	第 5 期		
	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員	33	35	37
要約筆記奉仕員	11	11	11

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出についてマンツーマンにより支援するものです。

《第3・4期実績：事業所数・年間利用時間、（）は実利用人数、平成29年度実績は見込み》

	第3期			第4期		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画	8か所 420時間 (7人)	8か所 480時間 (8人)	8か所 540時間 (9人)	9か所 1,200時間 (8人)	9か所 1,350時間 (9人)	9か所 1,500時間 (10人)
実績	8か所 798 (6人)	9か所 929 (10人)	9か所 984 (9人)	7か所 762 (7人)	6か所 612 (7人)	6か所 700 (7人)

※平成23年10月から、視覚障がい者の移動支援は同行援護に移行された。

《第5期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

第5期	30年度	31年度	32年度
	720(8人)	720(8人)	720(8人)

※現在の利用人数及び利用時間数を勘案して見込んだ。

⑩地域活動支援センター

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行い、地域の障がい者の支援と活動の場を充実します。

《第3・4期実績：一日あたりの利用人数、平成29年度実績は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	8	9	10	12	12	12
実 績	11	12	11	12	11	10

《第 5 期見込み：実利用見込み人数、（）は実施見込みか所数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	13（1 か所）	13（1 か所）	13（1 か所）

※実施見込み箇所数、実利用見込み者数を勘案して見込んだ。

⑪ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

《第 3・4 期実績：事業所数・年間利用回数、（）は実利用人数、平成 29 年度実績は見込み》

	第 3 期			第 4 期		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	24 か所 2,650 回 (56 人)	24 か所 2,700 回 (57 人)	24 か所 2,750 回 (58 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)
実 績	24 か所 2,071 回 (59 人)	26 か所 3,789 回 (86 人)	25 か所 4,017 回 (119 人)	29 か所 4,999 回 (135 人)	28 か所 5,719 回 (136 人)	32 か所 6,450 回 (150 人)

※近年は利用者が増え、実績が計画を上回っている。

《第 5 期見込み：年間利用見込み回数、（）は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	7,002（156 人）	7,749(161 人)	8,541(167 人)

※近年は利用者人数及び利用回数が年々増加していることや現在の利用人数、1 人当たりの平均利用回数を勘案して見込んだ。

⑫ 社会参加支援事業

スポーツや芸術活動などを通じて障がい者等と市民の交流を図り、障がい者への情報支援を通じて障がい者等の社会参加を促進します。

●ふれあい運動会の開催

障がい者に対する理解と親睦を深め、障がい者の体力の維持・増進を図り、社会参加を促進するため、市社会福祉協議会と連携して今後も毎年開催します。

●自動車運転免許取得・改造事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

《第3・4期実績：年間助成件数、（）内は実利用人数、平成29年度は見込み》

	第3期			第4期		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)	4 (4人)	4 (4人)	4 (4人)
実績	8 (8人)	2 (2人)	6 (6人)	6 (6人)	4 (4人)	4 (4人)

《第5期見込み：年間助成見込み件数、（）内は実利用見込み人数》

第5期	30年度	31年度	32年度
	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)

※現在の利用人数を勘案して見込んだ。

⑬訪問入浴サービス事業

障がい者のいる居宅を移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより身体障がい者の身体の清潔及び心身機能を保つことを目的としています。

《第3・4期実績：年間利用回数、平成29年度実績は見込み、（）は実利用人数》

	第3期	第4期
--	-----	-----

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)
実 績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

※自立支援給付の生活介護による施設入浴もあり、平成 22 年度以降利用はありません。

《第 5 期見込み：年間利用見込み回数、() 内は実利用見込み人数》

第 5 期	30 年度	31 年度	32 年度
	5 0 (1 人)	5 0 (1 人)	5 0 (1 人)

(3) その他の事業

①福祉タクシー費の助成

身体障がい者等が利用するタクシーの料金を一部助成することにより、日常生活の利便と社会参加の範囲の拡大を図ります。

②在宅酸素濃縮器利用者電気料助成事業

在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障がいの方に対し、酸素濃縮器の利用に要する電気料の一部を助成することにより、健康の維持を図ります。

③難聴児補聴器購入費等の助成

「身体障害者手帳」の交付対象でない 18 歳未満の児童・生徒に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を図るため、補聴器を購入する経費等の一部を助成します。

④小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

在宅での生活を支援するため、小児慢性特定疾患児に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

⑤あいサポート運動の推進

山口県が取り組んでいる「あいサポート運動」を推進します。

※あいサポート運動：誰もが様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒に作っていく運動。

⑥山陽小野田市障がい者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、当該法には障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、虐待の発見者に通報義務を課すこと、養護者に対する支援、国等の責務が示されています。それに伴い、「障害福祉課」内に障がい者虐待対応の窓口として設置されました。

〈虐待通報件数〉 ※平成 29 年度は見込み、（）は虐待として認定した者

	24.10～	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	0 (0 人)	1 (0 人)	1 (1 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	1 (0 人)

⑦「障害者就業・生活支援センター」

就職を希望する障がい者や、会社での労働や地域での生活についての悩み等を抱えている障がい者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就労と生活に関する指導、助言など、職業生活における自立を図るための支援を行っています。

・光栄会「障害者就業・生活支援センター」（宇部・小野田圏域）

⑧障がい者差別解消相談窓口の設置

平成 28 年 4 月 1 日に障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指し、「障害を

理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別にあたるとされています。

それに伴い、「障害福祉課」内に障がい者差別解消相談窓口が設置されました。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保

（１）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点を整備します。

（２）福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を図ります。

3 相談支援の提供体制の確保

（１）相談支援体制の構築

障がい者等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、状況に応じた相談支援体制の構築が不可

欠です。また、相談支援事業所等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

福祉に関する各般の問題について、障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行う相談支援体制の構築に努めます。

（２）地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着、及び、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

（３）自立支援協議会の設置

支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成される自立支援協議会を設置しています。

４ 障がい福祉サービス等の円滑な提供体制の確保・質の向上

今後も障がい者の状況に応じた対応ができるように、サービス提供体制を計画的に整備し、「障がい福祉サービス」、地域生活支援事業の推進を図ります。

（１）サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要です。

国の指針では、県に対して研修に取り組みことが必要であるとしており、研修の周知及び市の課題に対する研修の実施に努めます。

（２）サービス提供事業者に対する第三者の評価

社会福祉法第 78 条において、社会福祉事業の経営者は、「福祉サービスの質の評価を行うこと」とされているため、国の指針では、「県は事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい」とされています。

福祉サービスと提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表します。

利用者が事業者を選択できるよう、事業者情報の提供を推進するとともに、中立的な第三者機関（指定特定相談支援事業所）が「第三者評価」を積極的に推進します。

（３）障がい福祉サービス等情報公表制度の活用

障がい福祉サービスを提供する事業所が大幅に増加していることに伴い、利用者の個々の状況に応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が課題となっています。このため、事業者が県に対して、障がい福祉サービスの事業内容等を報告し、県は事業所から報告された事業内容をインターネット上に公表する仕組みが新たに創設されます。

事業所に制度の活用についての推進を図ります。